

青色防犯パトロール車を貸し出します。

荒尾市では、地域での防犯活動を支援するため、市内で防犯パトロールを行っている地域防犯団体に対し、青色回転灯を装備した「青色防犯パトロール車」を貸し出します。

貸し出し事業についての概要

貸出対象団体

本市が設置する「荒尾市自主防犯パトロール隊」に登録をし、荒尾警察署が実施する「青色防犯パトロール講習」を受講して「パトロール実施者証」の交付を受けた者が所属する団体

貸し出し対象活動

市内の防犯パトロール活動に限ります。



貸し出し期間

1回の申請で1日分とします。

使用する日の属する月の初日までに申請書を提出します。

ただし、市の業務で使用予定の場合、貸し出しは行いません。

荒尾市自主防犯パトロール隊

青色防犯パトロール車の貸し出しや地域防犯団体の把握、警察に対する各種申請を一括で行うため、「荒尾市自主防犯パトロール隊」を設立し、自主防犯パトロール隊の団体登録を行います。

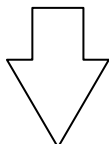
パトロールに要する費用

パトロール車の運行に要するガソリン代、その他消耗品等の経費は市で負担します。また、パトロール車の使用中に交通事故等が生じた場合は、市が付保する保険を適用します。

ただし、自己の責めに帰すべき理由により、パトロール車を損傷した場合は、貸し出しを受けた者がその損害を賠償しなければなりません。

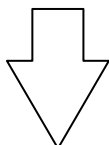
青色防犯パトロール車の貸し出しの流れ

地域で活動をする防犯団体を結成します。



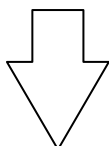
「荒尾市自主防犯パトロール隊」に登録申請をします。(申請書を提出します。)

荒尾市自主防犯パトロール隊に登録
されます。



市が主催する「青色防犯パトロール講習」を受講します。

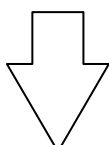
受講後パトロール実施者証が交付さ
れます。



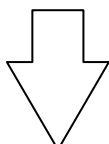
パトロール車を借りるため、市へ「防犯パトロール車貸付申請書」を提出します。

添付書類として
1 運転者の運転免許書の写し
2 誓約書 が必要です。

市から「防犯パトロール車貸付決定
通知書」が交付されます。



防犯パトロールの実施！！



車を返却し、「防犯パトロール車運行報告書」を提出します。

その他、交通事故等がありましたら、報告をお願いします。